

介護付有料老人ホーム光和運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光和福祉会が設置運営する介護保険法の指定を受けた「介護付有料老人ホーム光和」（以下、「事業所」という。）が行う、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業の管理、運営及び利用について必要な事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、特定施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護付有料老人ホーム光和
- (2) 所在地 長野県長野市大字三輪 1317 番地 10
- (3) 特定施設の類型 混合型

(入居定員)

第4条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は 18 名とする。
- (2) 特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は 18 室とする。

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所に次の職員を配置する。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、適正な事業運営に関し、遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1 名以上

要介護者又は要支援者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて、適切な特定施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入居者の入退居、生活指導及び介護の企画立案、実施に関する業務に従事する。

(3) 計画作成担当者 1 名以上

入居者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、他の事業従業者と協議のうえ、事業所の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した特定施設サービス計画案を作成する。

(4) 看護職員 1 名以上

医師の診療補助及び指示を受けて入居者の看護、保健衛生業務に従事する。また、要介護者等の特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がない時は要介護者等以外の入居者にサービス提供を行う。

(5) 介護職員 5 名以上

入居者の自立的な日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。また、要介護者等の特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がない時は要介護者等以外の入居者にサービス提供を行う。

(6) 機能訓練指導員 1 名以上

入居者の機能訓練及びそれに伴う介護職員への指導などに従事する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービスの開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 管理者は、入居者に対して次の点に留意するよう説明を行う。

(1) 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(提供拒否の禁止)

第8条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業所は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居の手続き)

第12条 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

2 事業所は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

3 前項の検討に当たっては、入居指針に従って入居判定委員会の委員により協議し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

4 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

5 事業所は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、保険者及び居宅介護支援事業者等に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第13条 事業所は、入居に際しては入居の年月日並びに入居しているサービスの種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(サービス利用料その他費用の額)

第14条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他の費用は次のとおりとする。

入居費（居住費）

管理費（共用設備の維持管理費及び光熱水費）

食費

ケア消耗品（オムツ、歯ブラシ等）

医療材料費（カテーテル等）

3 日常生活において通常必要となる費用で入居者に負担させることが適当と認められる費用は実費を徴収する。

4 事業所は、前各項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者又はその家族の同意を書面で得るものとする。

（利用者が、部屋の移動等を行う場合の条件及び手続）

第 15 条 事業所は、入居者の心身状況の変化や感染症のまん延等により、管理者が当該利用者を必要な部屋において介護することが必要と判断し、それぞれの部屋における入居者の同意を得た場合は、部屋の移動により介護を受けることができるものとする。

2 事業所は、入居者の心身の状況により、管理者が当該利用者を必要な部屋において介護が必要と判断した場合、入居者の同意を得て一時的に他の部屋に移動させることができるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 16 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

（サービスの取り扱いについて）

第 17 条 事業所は、特定施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 サービスは、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し行うものとする。

3 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（特定施設サービス計画の作成）

第 18 条 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入

居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 3 計画作成担当者は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した特定施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画作成担当者は、サービス担当者会議（入居者に対するサービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う。会議の開催、担当者に対する照会等により、当該特定施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。
- 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 7 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後、特定施設サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 8 計画作成担当者は、前項に規定する実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないものとする。
 - (1) 定期的に入居者に面接すること
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること
- 9 計画作成担当者は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、特定施設サービスの必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。
 - (1) 入居者が介護保険法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入居者が介護保険法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(介護)

- 第 19 条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。
 - 3 事業所は、入居者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立につい

て必要な援助を行うものとする。

- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 事業所は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。
- 7 事業所は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてならないものとする。
- 8 事業所は、入居者に対し、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、また発生を予防するための体制を整備するものとする。

(食事の提供及び口腔衛生の管理)

第20条 事業所は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

朝食 8:00 から 昼食 12:00 から 夕食 18:00 から

- 2 事業所は、入居者が可能な限り離床して食堂で食事を摂るよう支援し、経口での食事摂取ができるように努めるものとする。
- 3 事業所は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(相談及び援助)

第21条 事業所は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第22条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション、行事を行うものとする。

- 2 事業所は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き等に関する情報提供又は相談に応じるものとする。
- 3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 事業所は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第23条 事業所は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第24条 看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第25条 事業所は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付しその旨を保険者に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(計画作成担当者の責務)

第26条 計画作成担当者は、第18条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第39条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録すること

(2) 第35条第2項に規定する苦情の内容を記録すること

(3) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること

(勤務体制の確保等)

第27条 事業所は、入居者に適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする

2 事業所は、当該職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の介護に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、職員に対し、その資質の向上のために施設内外における定期的な研修の機会を確保するものとする。

4 事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第28条 事業所は、防災計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施するものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるように連携に努める。

3 平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定し定期的に見直すものとする。

(衛生管理・感染症対策等)

第29条 事業所は、食品衛生法等関係法規に基づき入居者の使用する食器等その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとと

もに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、感染症及び食中毒の発生、又はまん延の防止のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、職員へ周知徹底を図るものとする。
- 3 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- 4 事業所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に年 2 回実施するものとする。
- 5 事業所は、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。
- 6 平時からの備えとして備蓄品の確保、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定するものとする。

(協力病院等)

第 30 条 事業所は、診療又は入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。
- 3 事業所は、利用者の病状が急変した場合等において医師又看護職員が相談対応を行う体制を常時確保するものとする。
- 4 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、事業所から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保しているものとする。

(緊急時の対応)

第 31 条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(掲示)

第 32 条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 33 条 事業所の職員は、その業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 事業所の職員であった者が、業務上知り得た入居者又は家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 4 事業所は、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、入居者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

2 事業所は居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設を退居する入居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(苦情処理)

第35条 事業所は、その提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないものとする。

3 事業所は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問、若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善内容を保険者に報告するものとする。

5 事業所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会等が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会等からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第36条 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

(地域等との連携)

第37条 事業所は、その事業運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所は、その事業運営に当たっては、提供した特定施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう図るものとする。

(事故発生の防止と対応)

第38条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じることとする。

- (1) 事業所は、介護事故等に対する安全管理体制の確保を図るとともに事故発生の防止のための指針を整備するものとする
 - (2) 事故が発生した場合はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた報告及びその分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び入居者に対する研修を定期的に行うものとする。
なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - (4) 上記の配置を適切に実施するための責任者を置くものとする。
- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 3 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第39条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施する。

(会計の区分)

第40条 事業所は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第41条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、入居者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 第19条から第24条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第39条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(ハラスメント対策)

第42条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第43条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については社会福祉法人光と管理者とで協議し、定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。